

(別紙1)

鳥取県まちなか暮らし総合支援事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出

交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。
市負担が必要な事業(間接補助事業)の場合、事業者の申請先は各市役所となります。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

5. 実績報告書提出 (完了等から20日以内又は4月10日のいずれか早い方)

実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。
市負担が必要な事業(間接補助事業)の場合、事業者の報告先は各市役所となります。

補助金の支払い

実績報告が提出され、事務調査終了後、速やかに支払いを行います。

資料提出・問合せ先

東部地区(鳥取市)
東部地域振興事務所(〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176) 電話: 0857-20-3663

中部地区(倉吉市)
中部総合事務所地域振興局(〒682-0802 倉吉市東巖城町2) 電話: 0858-23-3298

西部地区(米子市、境港市)
西部総合事務所地域振興局(〒683-0054 米子市鞆町1丁目 160) 電話: 0859-31-9606

(その他、事業に係る問合せ)

鳥取県庁中山間地域政策課(〒680-8570 鳥取市東町1丁目220) 電話: 0857-26-7129